

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を

別紙のように改正する。

昭和四十二年二月一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年貳月壹日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する

条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第一

七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「六万円」を「七万円」に改める。

附
則

この条例は公布の日から施行し、昭和四十二年一月一日より適用する。